

# ふるさと納税で国東を応援してください！

故郷や応援したい自治体に寄附すると、寄附した金額に応じて住民税などの税が一定の限度額まで控除される「ふるさと納税」制度が始まりました。

国東市では、「ふるさと国東」を応援していただける方からの寄附金を「国東市ふるさと応援寄附金」として募集しています。寄附金は今後のまちづくりに活用させていただきます。

国東市出身者に限らず、「ふるさと国東」を応援される方であれば居住地を問わずどなたでもお申し込みいただけます。

「国東市ふるさと応援寄附金」で「ふるさと国東」の応援をよろしく申し上げます！

## 寄附の方法

### 申込方法

市役所企画課までご連絡ください。納付書を郵送します。所定の金融機関へ納付書をお持ちになり、お振込みください。(振込手数料はかかりません。)  
※寄附いただいた方へはお礼として一年間「市報くにさき」を送付させていただきます。

### 税制上の優遇措置

寄附金から5千円を差し引いた額が、住民税と所得税から控除されます。

ただし、年収、寄附金の額などにより控除される額に限度があります。

なお、控除を受けるには、所得税の確定申告または住民税の申告が必要です。申告の際には国東市又は金融機関が発行した領収書が必要となりますので大切に保管してください。

※皆様からいただいた「国東市ふるさと応援寄附金」の状況や寄附金を活用した事業は国東市のホームページなどでお知らせします。

※「ふるさと納税」制度や「国東市ふるさと応援寄附金」をかたった寄附の強要、詐欺行為には十分注意してください。

申込・問い合わせ 国東市企画部企画課企画係 〒873-0502 大分県国東市国東町田深280番地2  
☎0978-72-5161 FAX 0978-72-1822 Email:kikaku@city.kunisaki.lg.jp

東京都杉並区在住の宮光文明様(52歳)から「国東市ふるさと応援寄附金」の第一号として10万円の寄附をいただきました。

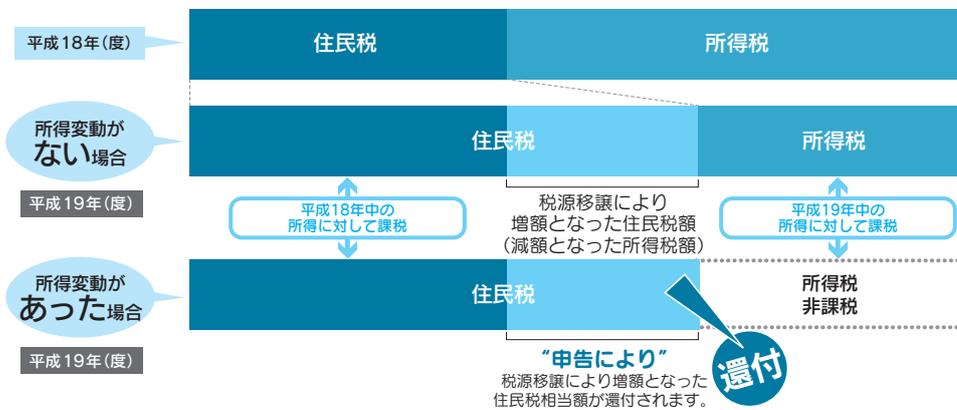
宮光様は国東町来浦の出身で、仕事の都合で現在東京にお住まいですが、ふるさと納税の開始にあわせ「老後は国東へ帰りたい。その時まで立派なふるさとでいてほしい。」との思いを込め、この度寄附をしてくださいました。ありがとうございました。

## 平成19年中に所得が減って19年分の所得税が課税されなかった人は、申告により19年度分の住民税が一部還付されます！

国から地方への税源移譲により、多くの人は19年分の所得税(19年中の所得で計算)が減少し19年度分の住民税(18年中の所得で計算)が増加しました。しかし、退職などの理由により、19年中の収入が大幅に減少したために、19年分の所得税が課税されない人などについては、申告により19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済みの場合は還付します。

※住宅ローン控除により、所得税が課税されない場合は対象外

### ◎所得変動に係る経過措置



申告期間 7月1日(火)～31日(木)  
申告先 平成19年1月1日現在の住所所在地

問い合わせ 税務課市民税係  
☎0978-72-1111 内線123